

## 横浜市就労準備支援事業業務委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみ  
の設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

- 1 件名 横浜市就労準備支援事業業務委託
- 2 履行期限 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 履行場所 受託者が設定した説明会会場、職場見学先、職場実習先（市内及び利用者の居住地に近い近隣市）

#### 4 業務目的

ひきこもりの経験がある、あるいは一旦は就職したものの挫折し、その後長期間無業状態が続いている等、就労経験に乏しい者の中には、社会参加のための生活習慣の形成や回復からの支援を必要とし、直ちに一般就労に就くことが困難な者もいます。

本事業は、そのような者を対象に、一般就労に向けた基礎能力の形成や就労意欲の喚起を目的として、計画的かつ一貫して支援を実施します。

本市では、生活保護受給者への支援として、平成23年12月から区の独自事業として、就労体験の少ない若者に対する社会参加・就労体験事業を実施し、着実な成果を上げてきました。平成25年度からは同事業をベースに、「横浜市就労準備支援事業（以下「本事業」という。）」として市域全体に拡大して実施しています。

平成27年4月からは、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、本事業の対象者を生活困窮者へ拡大し、生活保護との一体的な就労支援を行っています。

なお、本事業は、社会参加・就労体験等の支援を行うものであるため、就労体験等の活動実績のある民間法人等に業務を委託します。

#### 5 業務内容

##### (1) 事業説明の実施

区生活支援課と協議の結果、支援を行うことを決定した者（以下「利用者」という。）と初回面接を実施し、本事業の説明を行います。

またこのとき、利用者と今後の目標等の共有も行います。

(2) 事前講座の実施

利用者のうち、職場実習を行う前に、適切な生活習慣や実習を行うにあたり最低限必要なスキルを身に付ける必要があると判断される者を対象に、身だしなみ、清掃、調理、金銭管理等について学ぶ事前講座を実施します。

(3) 職場実習の実施

利用者の個々の状況や本人の希望になるべく合致した職場実習先を確保し、職場実習活動による社会参加・就労体験支援を行います。

(4) 利用者に対する相談支援等

利用者との面談を行い、支援方針を確認していくとともに、就労に向けた相談・助言等を行います。また、利用者の家族に対しても、必要に応じて相談支援を行います。

あわせて、区福祉保健センターやその他関係機関とも連携して利用者の就労に向けた支援を行います。

(5) 職場実習協力事業所等の開拓

利用者の希望に合致した職場実習先を提供できるよう、職場実習の受入れ協力を得られる事業所を開拓します。